

## 6-9 景観

### 6-9-1 現況調査

#### (1) 既存資料調査

##### ① 都市景観

###### ア 調査地域

対象事業計画地周辺とした。

###### イ 調査地点

調査地域内の4地点とした。(図6-9-1.1)

###### ウ 調査時期

入手可能な最新資料について調査を行った。

###### エ 調査結果

対象事業計画地を見通すことができる代表的な眺望地点の概況は、表6-9-1.1に示すとおりである。

また、代表的な眺望地点の位置は、図6-9-1.1に示すとおりである。

表6-9-1.1 代表的な眺望地点の概況

図中番号	名称	区分	対象事業計画地からの位置		風景の鑑賞	状況
			距離	方向		
1	海とのふれあい広場	中景	約2.3km	北	目的となる	対象事業計画地の北側に位置し、計画地を見通すことができる。
2	みなと堺グリーンひろば	中景	約1.3km	西	目的とならない	対象事業計画地の西側に位置し、計画地を見通すことができる。
3	堺市役所21階展望ロビー	遠景	約4.5km	東	主目的となる	対象事業計画地の東側に位置し、計画地を見通すことができる。
4	阪神高速道路湾岸線(浜寺大橋付近)	中景	約1.8km	南南東	目的とならない	対象事業計画地の南南東に位置し、計画地を見通すことができる。

注：1. 区分は、0.6km以下を近景、3km以下を中景、3km超を遠景とした。

2. 風景の鑑賞は、眺望地点が展望施設である場合には「主目的となる」、眺望地点に展望施設がある場合には「目的となる」、展望施設がない場合には「目的とならない」とした。

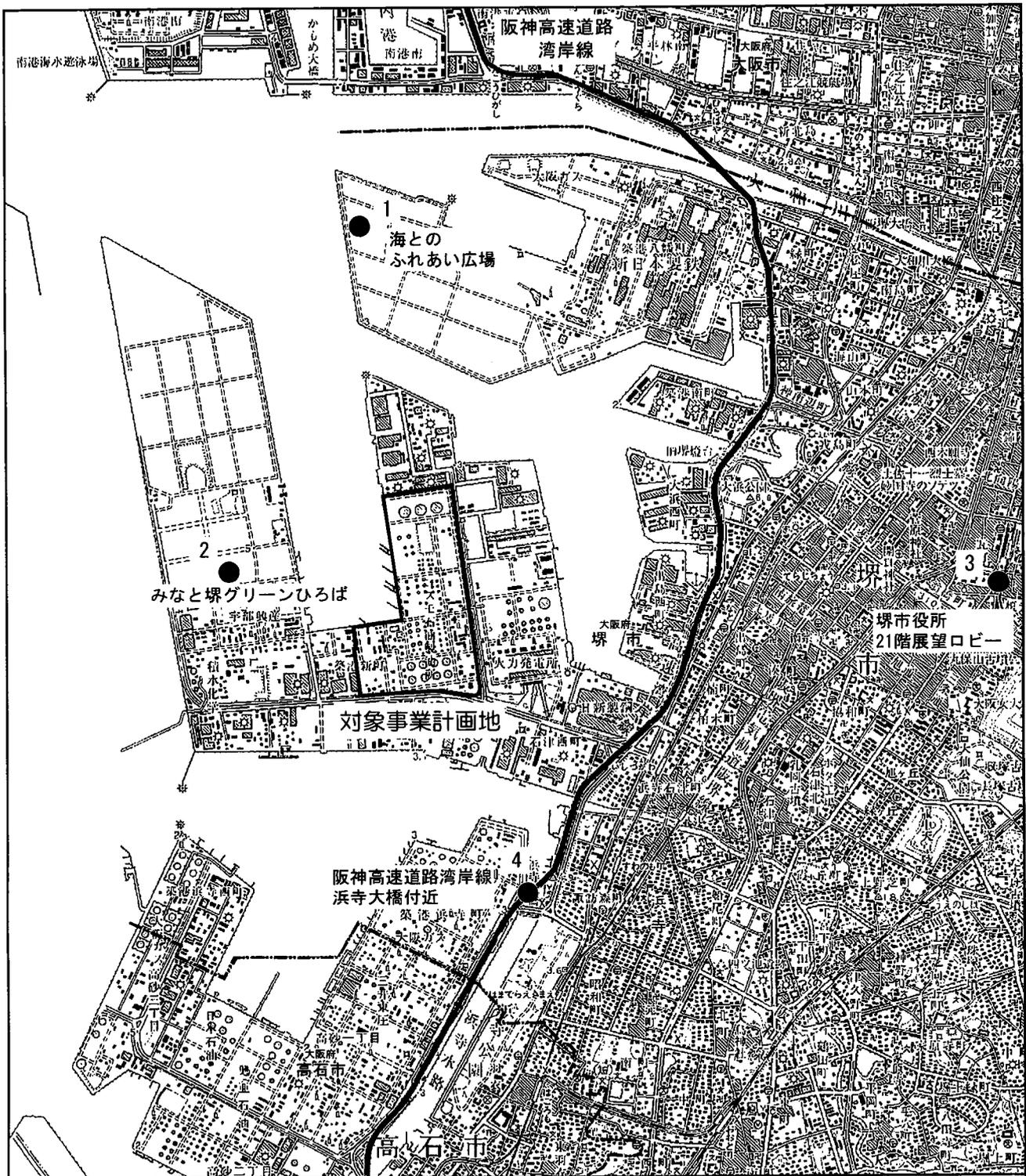
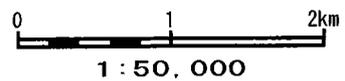


図6-9-1.1 景観調査地点

凡例

- 対象事業計画
- 景観調査地点



## (2) 現地調査

### ① 都市景観

#### ア 調査地域

対象事業計画地周辺とした。

#### イ 調査地点

現地調査地点と同じ地点（4地点）とした。（図6-9-1.1）

#### ウ 調査時期

以下のとおりとした。

- ・海とのふれあい広場：平成18年11月12日
- ・みなと堺グリーンひろば：平成18年11月12日、12月3日
- ・堺市役所21階展望ロビー：平成18年11月12日、12月3日
- ・阪神高速道路湾岸線（浜寺大橋付近）：平成18年11月12日、12月3日

#### エ 調査方法

代表的な眺望地点からの対象事業計画地の眺望状況について、目視確認及び写真撮影を行った。

#### オ 調査結果

代表的な眺望地点からの眺望状況は、図6-9-2.1(1)～(4)の上段に示すとおりである。

## 6-9-2 影響予測

### (1) 施設等の存在による影響

#### ① 都市景観

##### ア 予測地域

対象事業計画地周辺とした。

##### イ 予測地点

現地調査地点と同じ（4地点）とした。（図6-9-1.1）

##### ウ 予測対象時期

施設完成後として、高度化後のすべての新設装置の完成後とした。

##### エ 予測方法

代表的な眺望地点からの現況写真と対象事業の施設計画をもとに作成したフォトモンタージュ写真により、眺望の変化の程度を予測した。

## オ 予測結果

代表的な眺望地点からの眺望の変化の状況は、図6-9-2.1(1)～(4)に示すとおりである。各眺望の変化の状況は、概ね以下のとおりである。

### (ア) 海とのふれあい広場

工場地帯の中に新設装置群や煙突が視認できるが、工場の煙突やタンク等の存在により現状においても人工的な印象が強い景観であり、視覚的变化は小さい。また、新設装置群や煙突の色彩を周辺工場あるいは既設装置との調和に配慮したものにすることから、影響はほとんどない。

### (イ) みなと堺グリーンひろば

既存のタンク群の中に新設装置群や煙突が視認できるが、工場の煙突やタンク等の存在により現状においても人工的な印象が強い景観であり、視覚的变化は小さい。また、新設装置群や煙突の色彩を周辺工場あるいは既設装置との調和に配慮したものにすることから、影響は少ない。

### (ウ) 堺市役所 21 階展望ロビー

工場地帯の中に新設装置群や煙突が視認できるが、対象事業計画地から約4.5km離れており、工場の煙突やタンク等の存在により現状においても人工的な印象が強い景観であり、視覚的变化は小さい。また、新設装置群や煙突の色彩を周辺工場あるいは既設装置との調和に配慮したものにすることから、影響はほとんどない。

### (エ) 阪神高速道路湾岸線（浜寺大橋付近）

工場地帯の中に新設装置群や煙突が視認できるが工場の煙突やタンク等の存在により、現状においても人工的な印象が強い景観であり、視覚的变化は小さい。また、新設装置群や煙突の色彩を周辺工場あるいは既設装置との調和に配慮したものにすることから、影響はほとんどない。

現状



高度化後



図6-9-2.1(1) 代表的な眺望地点からの眺望状況（海とのふれあい広場）

現状



高度化後

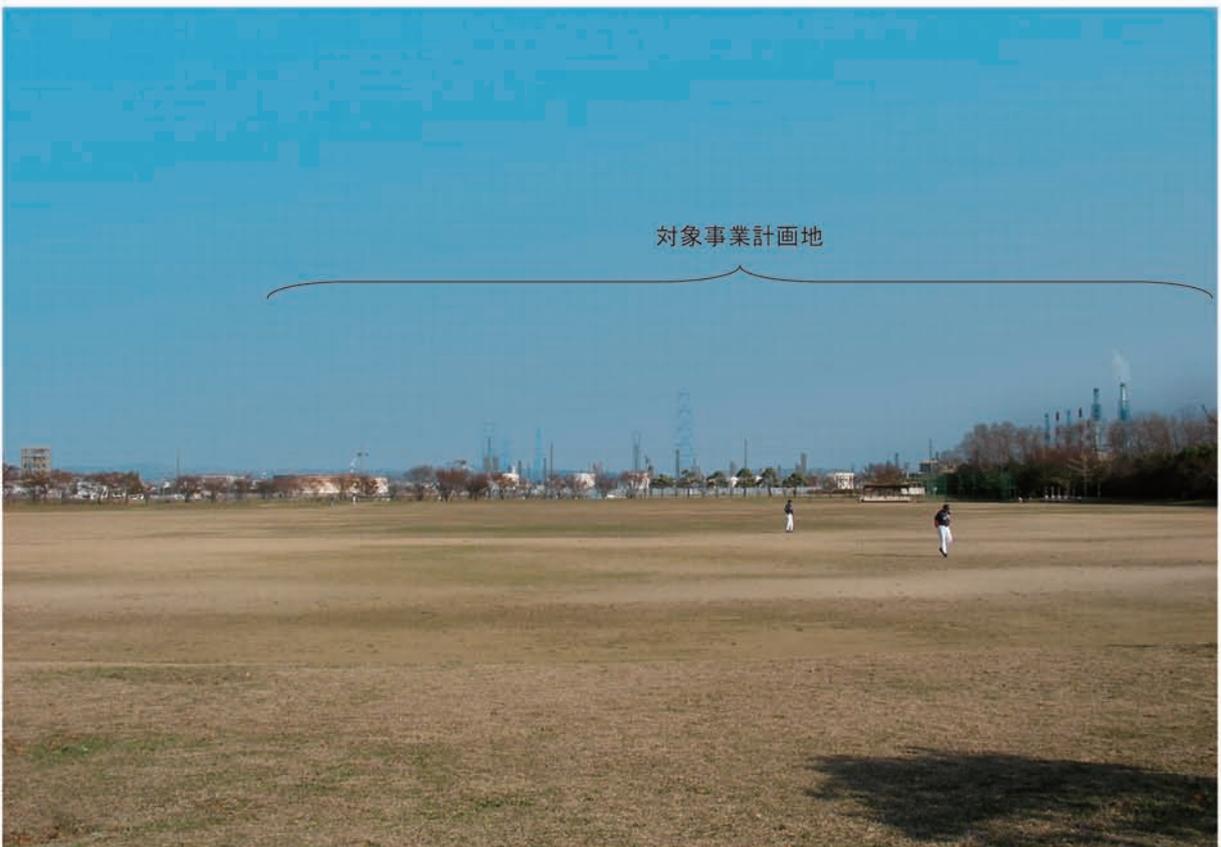


図6-9-2.1(2) 代表的な眺望地点からの眺望状況（みなと塚グリーンひろば）

現状



高度化後



図6-9-2.1(3) 代表的な眺望地点からの眺望状況（堺市役所21階展望ロビー）

現状



高度化後

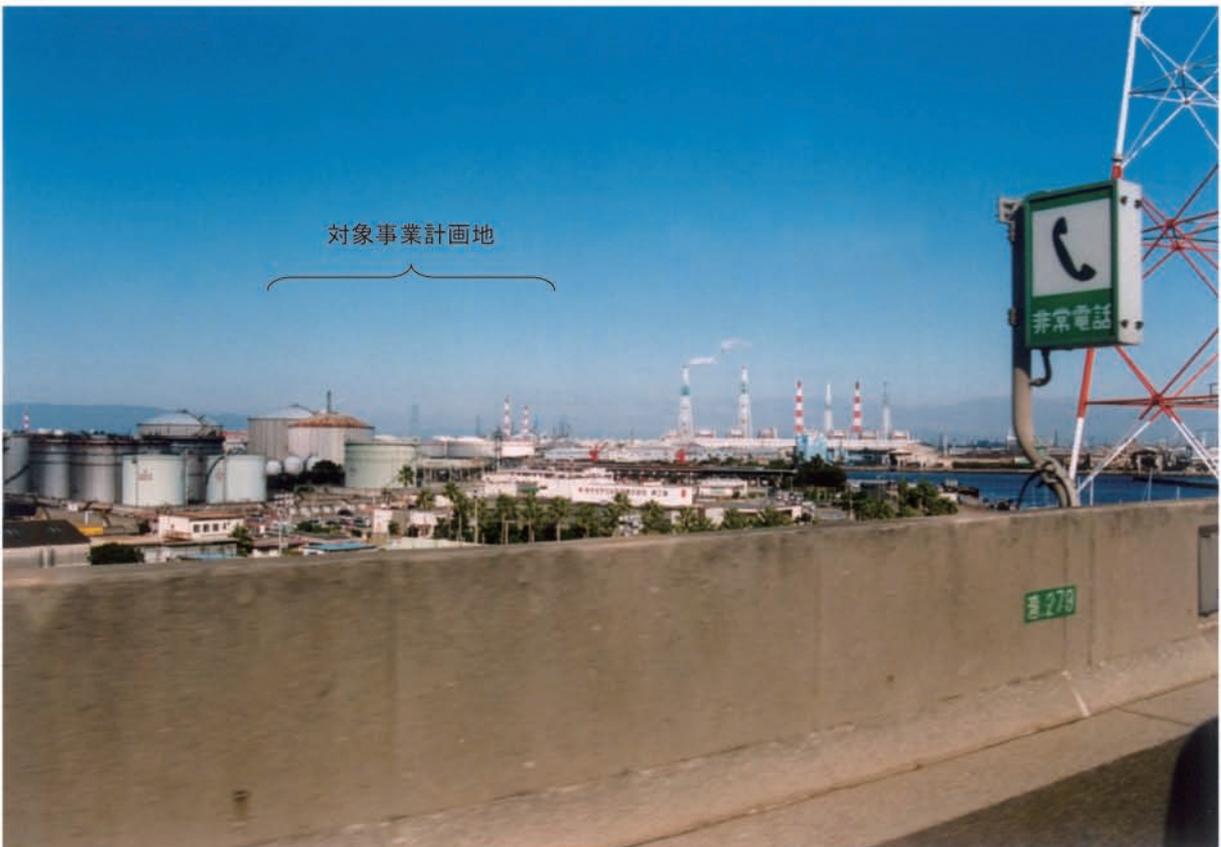


図6-9-2.1(4) 代表的な眺望地点からの眺望状況（阪神高速道路湾岸線）

## カ 評価結果

予測結果を以下の評価の指針に照らして評価を行った。

- (1) 景観形成について十分な配慮がなされていること。
- (2) 「大阪府環境総合計画」、「堺市環境基本計画」に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

景観については、次の環境保全措置を行う。

- ・本事業は埋立地に立地する既設製油所敷地内に計画するため、色彩等の策定にあたっては、周辺工場あるいは既設装置と調和のとれた景観が形成されるように検討する。具体的には、「堺市景観条例」（平成5年、条例第7号）に基づき、「大規模建築物等デザインマニュアル」（堺市、平成10年）を参考とした煙突等の適正な配色を行う。
- ・緑化は「堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」（平成18年、条例第40号）に従い、設置する環境施設面積を決定し、新設する環境施設はすべて緑地とする。
- ・「堺市緑の工場ガイドライン」（堺市、平成18年）に基づき新設緑地の50%を樹林地とする。
- ・新設する樹林地については、「堺市開発行為等の手続に関する条例」（平成15年、条例第22号）に定められた基準植栽密度を確保する。

以上の措置を行うことにより、景観形成について十分な配慮がなされていると考える。

予測結果は図6-9-2.1(1)～(4)に示したとおりであり、いずれの地点についても現状においても人工的な印象が強い景観であり、高度化による視覚的变化は小さいと予測されるため、景観に関して定められた目標の達成と維持に支障を及ぼさないと考える。

以上のことから、評価の指針を満足すると考える。